

横浜の基地撤廃運動

岸根と上瀬谷を中心に



渡部 允

昭和20年8月19日、マニラに到着した日本の降服使節団に対し、マッカーサー司令部は「横浜を中心とする東京湾一帯を、第1次占領地区に指定する」と通告した。米軍基地という重荷を背負わされた横浜の戦後がはじまった一瞬である。この年の9月19日号のライフ誌は「8月30日、2600年の歴史をもつ日本国土にはじめて外国人の足跡が印された」という書きだしで、マッカーサーの進駐第1歩を特集している。大型軍用機C54のタラップ2段目、コーンパイプをくわえたマッカーサーは「メルボルンから東京へ、長い道のりだった」という名セリフをのこし、その足で厚木飛行場から横浜のホテル・ニューグランドへのりこんだ。その日から24年、横浜は“基地撤去”というけわしい、長い道を歩きつづけている。その長い歳月は、市民を基地の存在になれさせ、不感症気味にもさせていたが、ここ3～4年、ベトナム戦争への根強い不安と朝鮮半島の緊張などを背景に、基地をめぐる関心が、にわかになたかまってきた。1970年にむかえる安保改定期は、基地問題に対する大きな転換期になろうとしている。

全国に分布している米軍基地のうち、約29%にあたる40カ所が神奈川県に集中し、横浜市にはそのうち21カ所が、西区とほぼおなじ面積をしめている。

こうした基地の存在は、①飛行訓練や射撃・爆撃訓練などによって周辺住民の生活や生業に不安を与えく厚木型>②騒音や廃液など周辺住民に公害同様の被害をもたらしく厚木・小柴型>③基地業務の遂行上という理由から、周辺住民の権利や生活条件に制限をしいている<上瀬谷型>。また、④基地拡張、配備強化、核兵器に関連ある新装備の配置など、基地の現状が大きくかわることで、周辺住民の緊張をたかめく岸根・横須賀型>⑤米

軍関係者と周辺住民の接触のなかでは、風俗上犯罪的な問題は絶えなく県内多発型>。

基地問題には、このほか雇用問題なども重要な地位をしめる。また、どの基地をとってみても、そのほとんどがこれらの型のすべてをかかえておりそれだけに問題の底の深さ、幅の広さ、内容の複雑さを示している。

こうした市民生活への直接的な圧迫とともに、基地の存在は地域開発の重大な障害となって、自治体サイドへの間接的な圧迫をくわえている。戦災、接収というダブルパンチを受けた横浜は、人口でこそ日本の第3位にまで発展したとはいえ、その実、接収というダメージの影響で市民の生活環境は、極度にたち遅れている。もう戦後の時代ではない今日、ここにはまだ戦後が生きつづけている。このことは、都市化の進行のなかでいっそう痛感されるようになった。自治体の行政ベースからみても、基地の存在は、まさに“ガン”であった。

横浜市はかつて、こうした市心部のガンを集約することによって、基地撤廃をはかろうとしたことがある。だが、この計画は、市民のはげしい抵抗にあい、皮肉にも県下で初の軍事基地反対運動となってあらわれた。昭和28年秋から30年秋にわたって展開された岸根基地反対闘争である。

2———たちあがった岸根

昭和26年、サンフランシスコ条約・日米安保条約の締結を機に、横浜市は神奈川県、横浜商工会議所とともに横浜市復興建設会議を設け「講和後における接収地の処理問題に関する要望書」を政府に提出した<8月>。その前年に制定された横浜国際港都建設法にもとづく都市計画に関連させ、市中心部の米軍施設を撤去するため、周辺部に代

替施設を国費で建設させ、また国有地、公有地へ移転させて市中心部の民有地を優先的に返還させようというねらいであった。

日米行政協定の調印<昭27・1>以来、たまたま米軍はニュールック戦略に対応する基地体制をつくるための、リロケーション・プラン<基地再配置計画>を実施中であった。岸根<港北区岸根町>はそのひとつにくわえられ、米軍宿舎の建設がひそかに準備された。昭和28年9月ごろ、横浜市は口頭で基地予定地の農民に「作付け<麦>中止」を伝達していた。

この事態は、地元神奈川大学の学生新聞によって察知され、同年10月30日付けの「神奈川大学新聞」は、現地の状況や、農民、主婦の声をルポルタージュとして掲載「大学からわずか150メートルの距離にある岸根高射砲陣地が拡張されようとしている」と訴えた。これによって岸根基地の計画ははじめて表面化したのである。当時、岸根は旧日本軍の高射砲陣地を米軍が接収、約150人の兵隊とレーダーが2基、高射砲が3門おかれていた。基地予定地の約10万坪には、市営住宅3むね<16世帯>と5万坪の農地<耕作者28人>があった。この土地は、昭和15年ごろ市が紀元2600年事業のひとつとして公園にする予定で農民から買いあげ、一部着工したところで第2次大戦がはじまり、18年ごろまで工事したが中止した。その後放置されていたが、ときの大政翼賛会の提唱による食糧増産のためふたたび農耕が奨励され、その一部へ旧日本軍の高射砲陣地が進出した。戦後はドッグレースの予定地になったりしたが、基地拡張の動きがあるまで、市はこの公園予定地を無償で農民に耕作させていたという因縁つきの土地であった。

基地予定地から1キロ四方には、16の学校があった。神奈川大学学生自治会は翌年1月、学生大会で岸根基地反対を決議、反対実行委員会を組織し

て「あらゆる団体、市民と協力して阻止する」とし、署名運動などで市民に知らせる運動を展開した。この工作で現地の岸根町協議会<141世帯で構成>は、反対を決議<22日>市会へ陳情した。このころから日農港北支部も現地へはいり、横浜市の説得工作との間にはげしいせりあいがはじまった。

そして3月10日、県地評、高教組、六角橋農友会<地元の耕作者で組織>、日農、神奈川平和の会、神大学生自治会の6団体によって岸根基地対策会議が結成され、六角橋を中心にビラ配布、宣伝カーの呼びかけによって急速にひろがり、県立神奈川工業高校PTA、神奈川第4地区弘報委員会などが基地反対を表明していった。4月12日には、港北区の妙蓮寺で対策会議主催による説明会がひらかれ、横浜市側からは港都建設総合企画室の川崎主幹が出席、岸根基地は①神奈川区東神奈川地区のピンク・スクール、中区野沢屋裏のP・M本部など市中心部施設の解除のための代替地提供である、②米軍男女兵舎、独身将校兵舎、球技娯楽場などが建設され約2,000人が収容される、③基地提供の期限は切らず、無期限継続使用である、④米兵による犯罪の心配はなく、かえって町が発展するだろう——など、基地の内容をはじめて市民にあきらかにした。説明会はただちに町民大会にきりかえられ、反対を決議、対策会議とその後運動に参加した13団体によって、あらたに岸根基地反対連絡会議が結成された。この組織が、その後の反対闘争の中核となっていく。学生新聞が掲載したルポは、学生から地元農民へ、労働者へ、市民へと幅のひろい波紋をえがいていったのである。

こうした地元の動きに対し、毎日新聞は治安当局が「日共の三反運動として注目している」とつたえていた。横浜市営のパトカー巡回路線に岸根町がくみいれられ、MPまでも巡回をはじめた。さ

らに4月23日には神奈川大学構内に私服刑事がはいりこみ、学生掲示板をみているところを学生に発見されるという一幕もあった。だが市民の反対運動はますますたかまり、運動の中核である反対連絡会議にはいれないものために、大学から小学校までの教育関係者を結集した岸根基地反対教育関係者連絡会議が組織され、地元団体をくわえて三者による岸根基地反対世話会にまで発展していった。

この年の第25回メーデーには「教育の環境を毒する岸根基地反対、一切の基地を県民にかえせ」という軍事基地反対のスローガンをはじめて決議され、メーデー交渉団には岸根基地反対連絡会議の代表者もくわわり、4・21町民大会の決議文を横浜市に手渡した。

3 ————— 運動の背景

このころ、日本の基地闘争は個別的なたたかいかから大衆運動へともりあがるひとつの転換期にあった。戦後初の基地闘争といわれる、千葉県九十九里浜の演習場反対闘争<昭23>は、闘争のなかで漁民の民主化がすすめられ、続いて岩国の海兵隊基地をめぐる土地接收反対闘争<昭26>があったが、これらは漁民や地主たち個々のたたかいであった。基地闘争が組織的に大衆運動としてとりくまれたしたのは、昭和27年の内灘試射場反対闘争である。その意味では、内灘は日本の基地闘争の出発点であった。

この年には伊丹、青野ヶ原で米軍基地に、有明原では当時の警察予備隊演習場設置に反対する闘争がもちあがった。翌28年には、妙義、日本原、大高根とつづき、横浜では岸根と全国各地で組織的な基地反対闘争がわきおこった。

当時、岸根基地を最初に察知した学生たちには、

その選挙権を分散させようという意図のもとに、
「学費の大半を郷里から仕送りを受け、休暇に帰省するものの住所は郷里にあり、居住地で自己の収入を維持しているものの生活の本拠は居住地にある」とする自治庁通達がだされておき<昭28・8>、学生たちは全国的な規模でこの撤回運動にとりくんでいた。こうしたなかから学生たちは必然的に地域の問題に目をむけはじめ、全学連は就学地と郷里の地域問題をむすびつけようと帰郷運動<昭27・8>を展開していた。

一方、地労協から県地評へと組織を拡大強化し<昭26>、県平和推進国民会議を結成した京浜の労働者たちは、労働基準法改悪反対、単独講和・安保条約批准反対を軸として破防法、教育二法、スト規制法など、再軍備反対、平和運動をすすめていた。県地評は第3回大会<昭28・6>で、運動方針のなかへ、はじめて米軍事基地撤去をうたい、おりからおこった岸根基地反対闘争に全力をそそいだ。

デフレ現象ははげしさをくわえ、市民の生活はまずしかった。ときの池田通産相は「中小企業の倒産、自殺もやむなし」と暴言をはき、不信任可決されて辞任する一幕もあったが、朝鮮戦争の特需景気は“ナベ底景気”へとしだいに下降線をたどっていた。

朝鮮戦争は休戦し<昭28・7>、プタペスト・アピール<6月>やジュネーブ協定の調印<昭29・7>など「平和は話し合いで」という機運が世界的にたかまっていたなかで、日本は単独講和・安保条約をむすんだ<昭26・9>。一方、吉田政府は破防法を公布、公安調査庁を発足させ<昭27・7>警察予備隊を保安隊と改組<10月>するなどして、MSA体制への移行、再軍備への色をこくしていった。この間、白鳥事件<昭27・1>血のメーデー事件<5月>や菅生事件<6月>吹田事件<6月>大須事件<7月>と大衆運動をめぐる

一連の弾圧事件がつづき、騒然とした空気にかこまれていた。

国際的には、英国が初の原爆実験<昭27・10>を行なえば、ソ連はマレンコフ首相が水爆保有を声明<昭28・8>。つづいて米国もビキニ環礁で第1回の水爆実験<昭29・3>を行ない、焼津港の漁船第5福竜丸が死の灰をかぶり、日本人は3たびピカドンの犠牲になった。米英ソは、核競争の時代にはいり、ダレス米務長官は「社会主義国まきかえし」を提唱、トルーマンからアイゼンハワー<昭27・10当選>の時代へとうつり、東西の対立はつめたい戦争からいっそう激化していった。米国は、核による大量報復戦略へと大きく転換した。極東戦略は「日本の占領」から「周辺戦力」へとかわり、長期的な戦略体制への再編成であるニュールック戦略は、着実に推進された。この過程で、朝鮮戦争で急激に膨脹した軍事費による財政赤字を解消するねらいから、日本や韓国などから通常兵力の撤退も行なわれた。こうした情勢のなかで、横浜市は市心部にある一時使用の基地を撤去するため、岸根の公園予定地を与えようとした。目先の利益を追求するあまり基地の固定化につながる無期限使用に、みずからあらたに土地を提供する結果となったのである。

4 ————— 幅広い大衆運動へ

岸根のたたかいは、単に横浜だけにとどまらなかった。28年6月には内灘、妙義、浅間山、岸根などの代表が参加して全国軍事基地反対連絡会議が組織された。基地反対運動はいまや全国的なひろがりへと発展していったのである。

しかし情勢はきびしかった。3年間にわたってたたかいつづけてきた岸根は、30年9月15日、県土

地収用委員会の裁定で予定地の強制収用が決定された。地元農民は、これを不満として補償金の受け取りを拒否し、強制収用反対の行政訴訟と収用委裁決の執行停止の仮処分を申請した。だが、10月1日には強制収用がはじまり、3日には総理大臣の強権発動という形で「執行停止処分」を排除し、17日からは整地作業のブルドーザーがうなりをあげはじめた。反対連絡会議は「絶対反対の基本線をつらぬきながらも、基地建设後の被害を未然にふせぐため」要求をまとめて横浜市と交渉、米下院軍事委員会へも意見書をおくった。10月20日、地元農民はそろって補償金を受けとったが、そのなかから6万1,000円を連絡会議へカンパした。岸根の闘争はその後もつづくのである。

ここにいたるまで、岸根のたたかいはなん回となく大きな大衆行動となってもりあがった。婦人を中心に、連絡会議の代表は調達庁、日米合同委員会、衆参両院、県、市へ陳情や請願をくりかえした。だがこの間、政府は岸根の土地提供を閣議で決定し〈昭29・8〉、11月1日、日米合同委で本決まりとなった。こうした事態の悪化に、連絡会議は200人をこえる陳情団を組織、平沼市長に面会を求めた〈8月17日〉。しかし陳情団の前には警察官がたちはだかり、市庁舎へのたちいりは拒まれた。終日、抗議のすわりこみが続けられ、午後8時すぎには陳情団に匹敵する警察官が出動、全員逮捕も辞さぬ雲行きとなったが、飛鳥田代議士らの仲介で、市理事者側と面会、翌18日の市長会見が約束された。だが横浜市の態度をかえることはできなかった。

10月にはいり、建設省は岸根のボーリングを行なおうとしたが、反対連絡会議は抗議して一時中止させた。市側は11月、農地をのぞいた部分のボーリングをする一方、主人が市交通局につとめる1軒の農家をきりくずし、ボーリング承諾書に押印させた。こうした事態のなかで、連絡会議は地元

耕作者である六角橋農友会会員から農地に関する一切の権限委任を受け、県土地収用委へもちこむなどの運動で対抗した。測量がはじまった30年2月23、24の両日には100人を動員、すわりこみで阻止し、一部は28日まで現地にとまりこみ、運動を地域へいっそう浸透させた。

この間、12月市会では社会党議員が「岸根公園の処分」を市議会の議決をえないで国へ提供した事実を「違法行為」として追及、市理事者側をあわてさせた。理事者側は地方自治法により「国や他の公共団体のための独占的な使用を許可し、または独占的利益を与える処分をする場合は市会の議決は必要としない〈213条2項〉」との解釈をとっていたが、この解釈については、当時自治庁内でも「過半数の議決が必要」という意見もあり、問題をあとにのこした。

こうした当局側の態度を、神奈川新聞社編「この十年——汚辱と解放の歴史」〈昭30・11月発行〉では、つぎのように書いている。「砂川にしろ、岸根にしろ、これほど根強い反対闘争はおきまいと、かつてのP・D〈調達命令〉のつもりで基地問題をとりあつかってきたところに、もめる原因がある。占領中は軍の命令が絶対であることはいなめないが、これが習慣化して市の役人も調達局当局も、トラの威をかりるキツネぼけになりすぎているのである。基地の設定に際して、日本の政府がアメリカと地元民のどちらによく礼儀をつくしたかを、犠牲者は一種独得のカンで感じとらしい。おまけに岸根はアチラさんがよこせといっただけではなく、こちらがもみ手をしながら提供しましようといったのだから“ジュネーブ会議後、冷戦の雪もとけはじめて”というきょうこのごろの世相とは、ピントがくるっている」。

だが、ピントはくるったまま30年4月と10月の2回にわたり、国費によって建設された岸根兵舎へはキャンプ・マックニリー〈南区花之木町付近〉

ピンク・スクール<神奈川県東神奈川地区>P・M本部<中区野沢屋裏>などが移転した。横浜市が組織した復興建設会議の目的ははたされたわけである。しかし、岸根の公園予定地10万坪を提供し、集約された3施設のしめていた面積は、その3分の1にもみたぬ3万余坪であった。

一方、岸根基地反対のたたかいは“基地のなかの神奈川”にはじめて打ちあげられた軍事基地反対の“のろし”であり、突破口であった。これが契機となり、県全体の軍事基地反対連絡会議が生まれ、厚木基地拡張、瀬谷基地拡張、辻堂演習場などの反対闘争が組織化され、いっせいに県下へひろがっていった。岸根では、兵舎建設直後、岸根岡村、花見台、子安台、翠嵐の米軍高射砲陣地を自衛隊に貸与するという市当局の方針に対し、5陣地反対会議が組織され、岸根の経験をもとにあたらしい運動へ移行していった。

その後も岸根のたたかいはおわっていなかった。ベトナム戦争の激化とともに、いつのまにか岸根兵舎が米陸軍第106総合病院に転用され、ベトナムの泥と炎は毎日のようにヘリコプターで傷病兵とともに、市民のなかへはこぼれてきていた。3年前、基地に隣接する篠原池のコイやフナが死んでうかんだ事件をきっかけに「六角橋を住みよくする会」など地元住民は、ただちに県市に対し野戦病院転用反対の要望書を提出、用途変更につよい不満を示した。岸根基地反対闘争に結集した市民のエネルギーは、岸根に基地があるかぎり、今後も様々な形で展開されていくであろう。

5———上瀬谷のたたかい

米海軍上瀬谷通信保安隊は、昭和43年1月23日、情報収集艦プエブロ号が北朝鮮にだ捕されたことでいちやく有名になった。「ソ連艦船の監視と北

朝鮮のレーダー基地偵察が任務だった」<米海軍査問委員会でのブッチャー艦長証言>プエブロ号には“もう1人の艦長”とよばれる情報将校ハリス大尉と28人の情報班員がのりこんでいたが、そのハリス大尉は北朝鮮の調べに対し「横浜市上瀬谷の米海軍保安隊で情報班の訓練をした」と自供したからである<2月3日朝鮮中央通信>。上瀬谷は8年前の米スパイ亡命事件でも問題になったことがある。ソ連に亡命した2人の米国家安全保障局<NSA>の暗号専門家が、記者会見で昭和27年から3年間上瀬谷に勤務したが、米軍機による共産圏偵察飛行が行なわれるときは「特定の時間にレーダーの波長を調節せよ」との極秘指令がおくられてきていたことをあきらかにしたときであった。“黒いジェット機”U2型機事件から4か月後の昭和35年9月のことである。

NSAは昭和27年トルーマン大統領の命令で、国防総省の一部として創設された機関だが、ニューズウィーク誌<昭44・2月3日号>は「極秘の電子盗聴と偵察がNSAの任務で、プエブロのほかイスラエルに攻撃されたリバティ号、プエブロの姉妹船バナー号もNSA直属のスパイ船だ」とつたえている。そのバナー号の根拠地は日本で、横須賀に出入していることは、公然の秘密になっている。

強力、鋭敏なレーダーによる受信基地上瀬谷は、近くにある深谷送信所と一対となってその機能を発揮するが、極東一帯に張られる電子情報戦のいわば中枢神経である。基地周辺の広範な地域に、建築物制限をする電波障害区域を設けたのも無理はない。ところで上瀬谷の農民は、この電波障害区域を契機としてたちあがった。

上瀬谷は旧日本海軍厚木航空隊兵たん部の跡に、米海軍が通信保安隊をおいた<昭27・12>。もともと農地と山林だったが「戦争に勝つために」と旧海軍に強制買収され<昭16・2>「農民でありなが

ら日々の食事にこと欠く悲惨な状態」だったく上瀬谷土地所有権擁護連盟の政府あて嘆願書>。

戦後、荒れはてた土地を開墾し、国有地が各農家に払い下げられようとした矢先、米軍通信隊の進駐で土地への執着はたちきられた。

その後、都市化のすすむなかで近郊農村部への住宅、工場の進出がさかんになった。上瀬谷もその例にもれず、横浜市のあっせんで日本金属工業の進出がまきり、横浜市営住宅、大日向製作所、東芝、旭硝子などが土地買取契約をし、農地代金として半額程度の内金が支払われた。戦争によって大きな犠牲をはらった農民たちに、今度は地域開発という夢がふってわいたのである。

しかし、周辺の自動車の動きから電気ミシン、電灯の点灯まで敏感に感知する上瀬谷基地にとって工場の進出や住宅建設は、雑電波の発生や、高い建物による電波の妨害になり、基地の機能をまひさせてしまうことになる。ゆるせることではなかった。米軍は、主アンテナから1,600メートル以内には電波障害となる一切の建物、施設を禁止するという「電波地役権」の設定を日米合同委員会にもちこんだ<昭33>。こうして工場や住宅の進出は不可能となり、農民たちの地域開発の夢ははかなくきえさったばかりでなく、今度は周辺の農地には、住宅もたてられず、したがって土地も売れないという状況においこまれた。建設中止を命ぜられた日金工や市営住宅の土地代金を、すでに使いはたしてしまっただけでなく、自分の土地を自由に使えないということは、変容しつつある近郊農村にとって死活問題であった。

私有権の侵害だ。昭和35年ごろから、こうさげぶ農民の動きが徐々にひろがり、翌年の2月1日、電波地役権の設定は「土地所有権の侵害ばかりでなく、憲法で保障された個人財産の自由処分、人権の侵害である」とする上瀬谷部落の土地所有権擁護連盟が組織された。連盟が売買契約の解消さ

れた日金工、市営住宅などの予定地を政府が買いあげるべきだと運動をはじめると、4月には、竹村、中屋敷、本郷、相沢、五貫目の周辺部落もくわわり、「上瀬谷地区土地所有権擁護連盟」が結成された。

連盟は「当局は電波に支障のある区域をすみやかにかつ明確に限定し、これが区域に対しわれわれの納得できる価額で買取または補償金をだすべきが当然であり、われわれはこれをつよく要望する」として政府、県、市、地元選出国会議員へ請願運動を展開、通信隊へもおしにかけて基地撤去を要求、さもなくば日本政府へはたらきかけて補償などを講ずるよう努力してほしいと訴えた。

10月23日には最初の連盟総会をひらき「犠牲者は全員で面倒をみる」というつよい意志統一のもとに、実力行使の青年行動隊と陳情の波状攻撃をかける婦人陳情隊を組織した。そして30日、実力行使は行なわれた。各農家から消音器をはずした、オートバイや耕運機が、つぎつぎと姿をあらわした。基地周辺に集ったのはオートバイ10、オート三輪40、小型トラック10、耕運機45の計105台。電波障害地域に指定されている基地周辺のひろい農地を、思い思いのアンテナをめぐらしてかけめぐった。すさまじい爆音とともに、運転している青年行動隊<ほとんどが40才代>の顔はだれもが緊張のためゆがみ、いかりにふるえていた。電波妨害工作は約1時間半にわたってつづけられた。基地のレーダーには、どんな影響がうつしだされたであろうか。この間、婦人陳情隊の約50人は、基地正門前にすわりこみ「基地撤去、さもなくばすみやかな補償を」「電波にころされるのはごめんだ」などと書いたプラカードやのぼりをたて、基地退庁時までその切実な気持ちを訴えた。電波妨害工作というこの風変わりな実力行使は、異様な関心を集めた。

ついで11月4日、「幸福をさまたげる電波」と書

いたプラカード、「基地を撤去せよ」と書いたむしろ旗を先頭に、婦人陳情隊を中心とした農民約500人が戸塚区役所、市庁、県庁、米国総領事館へおしかけ「憲法違反の電波地役権を撤回しろ、生活権を完全擁護しろ」と抗議した。その後婦人たちは街頭署名をはじめ、連盟は12月の通常国会へむけ、電波予算を計上させるまで首相官邸へ無期限に波状陳情、すわりこみなどを計画、運動はピークに達した。

6———実現した農民の要求

こうした農民の抗議に、政府は12月15日「基地施設に近接した電波障害のつよい地区は地役権設定契約をむすんで補償する」など5項目の第1次回答を示し、農民の運動は契約補償、電波障害区域の設定など事務的協議にうつった。しかし、土地所有権擁護の基本的な立場から、あくまで時価による買いあげか補償を要求する農民を、満足させることはできなかった。政府との交渉はいきづまり、連盟は問題解決の場を政府との協議委員会から、ふたたび陳情作戦にきりかえ、国会議員、政府諸機関へ足をはこぶ一方、障害地区の農地転用、建設許可申請を続々と提出、県や市へその促進をせまった。

このころから「今後一切政府交渉には応じない」という構えをみせ、土地所有権擁護連盟は上瀬谷地区開発委員会へと組織をかえていった。この新築作戦は農地法、建築基準法、電波法をもってしても、農地転用、建築許可申請を不許可にする法的根拠をもたない、県や市の盲点をたくみについた作戦であった。

苦境にたたされた県市は、ついに音をあげ「行政指導でおさえてきた許可を、もうこれ以上与えぬわけにはいかない」と政府をつきあげ、政府は農

民たちの要求を大幅にとりいれた第2次回答をださざるをえなかった<9月15日>

政府は、基地にもっとも近接したA地区<429万余平方メートル>には建物をたてさせず、B地区<528万余平方メートル>には建築同意をとりつける、という「不作為契約」を農民ととりかわした。この契約にしたがい、37年度に農民1,800人に対し解決見舞い金をふくめ7,865万余円が支払われ、38年度には5,773万円が支払われた<A地区・反あたり6,000~10,000円、B地区・反あたり3,000円>。このあと連盟は、一部補償金の使途をめぐって内紛が生じたが、ともあれ「買いあげかさもなくば補償か」とせまった農民の要求が大幅にいれられたことは、電波妨害の実力行使や新築作戦などの奇襲攻撃をかけ根強くたたかった農民側の成果といえるであろう。

7———岸根と上瀬谷の違い

だが、この電波闘争を岸根基地反対闘争や、上瀬谷とときを同じくして展開した北富士演習場返還闘争とくらべると、基本的に大きなちがいがあることに気がつく。岸根の闘争は、砂川や内灘と同様、まだ基地になっていない土地が接収され、これから基地にされることに反対するたたかいであり、北富士はすでに基地になっている入会地を、基地でなくするための闘争であった。その意味では、いずれも軍事基地を否定したたたかいであった。しかし上瀬谷の場合、一応「基地撤去」というスローガンはあげながらも、農民の要求の根底には「買いあげかさもなくば補償」があった。ここには基地肯定の心理がみられる。そのわく内での闘争であった。

運動の形態も基地否定の闘争とは、基本的にことなるものがあつた。すわりこみや署名運動、陳情

請願、デモなどの形にあらわれた方法はおなじだが、岸根や北富士の運動が革新団体、労働組合、学生、一般市民とよこにひろがっていったのに対し、上瀬谷はその組織である連盟の名称が示すように、あくまでも土地所有者である農民のたたかいであった。運動の全過程を通じて県や市、地元保守党議員とたての線に密着し、請願や陳情、実力行使は事前に連絡相談して行なわれていた。県市当局、保守党の地方組織をまきこんだ「アベック闘争」であった。このことは「買いあげかさもなくば補償を」という要求が、闘争の過程でしだいにそのウェートを「補償」に転じていったことでも証明できる。こうした電波闘争の性格を神奈川大学山田操教授は「この運動は高度成長下の近郊農村における自作中農層農民が基地問題に直面して、自己防衛のために組織した農民闘争として位置づけることができる」としている。〈同教授著「現代日本の地域社会」世界書院、「第3章電波をめぐる近郊農村」にくわしい〉

ところで、農民の要求を大幅にとりいれた政府の上瀬谷対策は、となりの厚木基地農民にとび火して大きな波紋をなげた。ジェット機の危険な厚木基地の離着陸コース下の農民には、27年から政府の農耕阻害補償が支払われているが、これは27年で反あたり最高4,000円程度である。「上瀬谷より危険なめにあっているのに、こっちの方がやすいのはけしからん。上瀬谷と同額補償か農地を買いあげろ」とはげしく政府を突きあげた。個別的解決方式という政府の基地対策に、はからずもボロがでたわけだ。

しかし一方では、政府との間に不作為契約をむすんだ農民は、この契約が手かせ足かせとなってくる。電波障害という「目にみえない鉄条網」のもとに、つよい私権制限を受け、生活はしめつけられる。最近では、上瀬谷中屋敷部落の契約農家48戸が、契約のうちきり、破棄を防衛施設庁に通告

して話題となった。「スズメの涙ほどの補償金と、ひきかえに、これ以上生活や経済活動を拘束されたくない」という彼らは、全員で43年度分の補償金受けとりを拒否した。この根底には、安保改定期の1970年には不作為契約も改定期なのだ、とする考え方があり、「政府が安保を自動延長することには別段異議はないが、不作為契約の自動延長には絶対反対する」という態度をつよくしている。

だが、政府の個別的解決方式による農地補償や、基地周辺整備法にあらわれる基地対策、一方では住民の側の補償要求は、基地の現状をより固定化させる方向へ進めることにもなるのではあるまいか。

県下で初の基地反対闘争となった岸根、全国でも例のすくない上瀬谷の電波闘争、横浜における基地撤廃運動はこのほかにも数多くあげられる。また自治体サイドの撤廃運動もみのがせない。だが戦後はじめて市がとりくんだ横浜復興建設会議をはじめ、自治体サイドの運動は、どの自治体をとってみても、安保体制、自民党体制のわくのなかの“お願い運動”的性格をもっている。渉外部を設け、基地問題に意欲をみせた飛鳥田革新市政はその意味では“体制内闘争”の宣言といえるものであったが、やはり“お願い運動”の域をでることはできなかった。自民党体制下にある自治体が安保廃棄、基地反対をさげぶむずかしさを示している。

1970年を前に、安保自動延長のきざしがしだいに濃厚になりつつあるなかで、米戦略は核兵器体系の整備、大空輸作戦の成功、ドル防衛などにより常時駐留から有事駐留へと転換する傾向もみせている。だが首都圏をとりまく米軍基地、とりわけ神奈川県には、在日米陸軍司令部〈厚木〉、在日米海軍司令部〈横須賀〉、米海軍西太平洋艦隊航空司令部〈厚木〉、極東一帯にはられる通信網の

拠点<上瀬谷>など、在日米軍の中核である指揮部門が集中しており、完全に固定化の様相をみせている。日米安保体制のつづくかぎり、基地の悩みは解消しないであろう。横浜にとって“基地撤去”のけわしい、長い道はまだつづく。それは市民にとってまさしく「平和」の問題でもある。

<神奈川新聞記者>